

広野町内で事業を営む 中小企業者等の皆様へ

広野町 緊急対策

R3年度版

新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響を受けている町内中小企業者等の経営基盤の安定化を支援するため、広野町新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金を交付します。

給付要件及び対象者

補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ①令和3年6月1日までに町内の店舗及び施設において1か月以上営業する令和2年度の資本金が一千万円以下の法人又は個人であって、申請日以降も引き続き町内で事業を営むことが確実に認められること。
- ②営業施設の営業日が週3日以上あること。ただし、新型コロナウイルス感染症に起因した令和3年5月までの休業は除く。
- ③営業施設における令和3年6月から同年8月までのうち、いずれかの月で、売上高が令和元年又は令和2年同期の売上高と比較して、30%以上減少していること。この場合、令和2年6月1日以降に開業した町内の営業施設で、前段の比較ができない場合には、営業を開始した月から令和3年5月までの売上高の平均月額を前段の令和2年同期の売上高とみなす。
- ④事業者が複数の事業を営む場合は、町内の店舗及び施設を含むすべての事業の売上高が令和元年又は令和2年同期の売上高と比較して、30%以上減少していること。
- ⑤広野町暴力団排除条例（平成26年条例第20号）第2条第1号から第3号までの規定に該当するものでないこと。
- ⑥事業者が納税すべき市町村税の滞納（過年度分も含む）がないこと。

対象経費

- ①営業施設の不動産が賃借物件の場合は、貸主へ支払う家賃及び地代（共益費等を含んで支払っている場合も含む。）
- ②営業施設に要する電気代、ガス代（灯油等は除く）、上下水道代。
- ③町内に複数の営業施設を有する場合は、①及び②について、それぞれ2か所の営業施設まで補助対象。

補助対象期間

令和3年6月から令和3年8月まで

補助金額

下記のいずれかによる場合でも、1か月10万円を限度とします。

- ①営業施設が賃借物件の場合
補助対象期間の各月において支払った賃借料及び光熱水費の合計額と10万円を比較し

て少ないほうの額

②営業施設が自己所有の場合

補助対象期間の各月において支払った光熱水費（事業案分費）の合計額と10万円を比較して少ないほうの額

申請方法

申請書に記入の上、広野町商工会に**原則郵送**にて申請。

必要書類

広野町商工会に加盟している事業者へは郵送にて申請書を送付しますので、下記の必要資料を添付のうえ、広野町商工会へ提出してください。

加盟していない事業者の方は、広野町役場のホームページをご覧ください。ダウンロードをしてください。

- ①チェックシート
- ②補助金交付申請書（様式第1号）
- ③広野町で事業を営んでいることが確認できる書類の写し
 - ・営業許可証、法人登記履歴事項全部事項証明書、確定申告書、開業届等
- ④資本金の額がわかる書類（法人のみ）
- ⑤申請対象月の売上高が確認できる書類の写し
 - ・試算表、売上明細等
 - ・2店舗申請する場合は、それぞれの店舗の売上高を確認できる書類
- ⑥令和元年又は令和2年同月の売上高が確認できる書類の写し
 - ・試算表、売上明細等
 - ・2店舗申請する場合は、それぞれの店舗の売上高を確認できる書類
- ⑦賃借契約書（店舗が賃借物件の場合）
- ⑧申請対象月の賃借料を支払った額が証明できる書類（店舗が賃借物件の場合）
- ⑨申請対象月の光熱水費を支払った額が証明できる書類
 - ・振込日・振込先・振込額等がわかる書類
- ⑩反社会的勢力排除に関する誓約書
- ⑪市町村が発行する納税証明書（過年度分の滞納についても証明があるもの）
- ⑫補助金交付請求書（様式第3号）
 - ・振込口座の通帳の写し

申請期間

補助対象期間 令和3年6月～8月分

令和3年7月1日（木）～令和3年9月30日（木） 当日消印有効

◎申請先 広野町商工会 〒979-0403 広野町大字下浅見川字柳町42-15

◎問合わせ先 広野町商工会（0240-27-2311）
平日 午前9時～午後4時まで